平成２３年（再ロ）第６６号

大阪市住吉区長居東４丁目５番15号　ホワイトシャトー長居２Ｄ
再生債務者　鎌田　浩子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月14日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年11月14日まで
平成23年10月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第４号

福井県坂井市三国町運動公園３丁目８番９号
再生債務者　猪部　桂子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年11月15日まで
平成23年10月18日　福井地方裁判所

平成２３年（再ロ）第５号

神戸市西区伊川谷町有瀬605番地の２　プレステージ西神戸Ⅳ504号
再生債務者　北山　勝久
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年11月18日まで
平成23年10月18日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第４号

北九州市八幡東区祝町１丁目６番46号
再生債務者　三輪　順一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再ロ）第１００２号

茨城県水戸市平須町1827番地の20
再生債務者　武田　昌光
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月17日　水戸地方裁判所

平成２３年（再ロ）第１号

釧路市文苑１丁目21番18号　エステートＩＮ春華205
再生債務者　赤川　文彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月18日　釧路地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２０年（再ロ）第１２号

埼玉県狭山市広瀬東２丁目16番19号
再生債務者　川口　勝
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成21年３月31日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年10月17日
さいたま地方裁判所川越支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年三月二十四日
掲載頁　一一六頁（号外第五十八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年三月十七日
掲載頁　八十九頁（号外第五十三号）
平成二十三年十月二十六日
埼玉県戸田市本町四丁目九番１０号
（甲）株式会社全通
代表取締役　宮永　恒政
埼玉県草加市青柳六丁目七番１号
（乙）株式会社オルタス
代表取締役　若松　昇

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年四月１日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しており、乙の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第１項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十三年十月十三日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月十日
掲載頁　七十二頁（号外第１１１号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十日
掲載頁　一七四頁（号外第１四三号）
平成二十三年十月二十六日
東京都新宿区本塩町二三番地
（甲）株式会社ＹＢＳ
代表取締役　水口　恒夫
東京都新宿区本塩町二三番地
（乙）ＭＣビジネスサポート株式会社
代表取締役　福山　光一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び乙の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十月十九日
掲載頁　六十一頁（号外第二一五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十月十九日
掲載頁　五十三頁（号外第二一五号）
平成二十三年十月二十六日
愛知県一宮市笹野字大海戸一番地
（甲）近藤株式会社
代表取締役　近藤　俊彦
岩手県北上市和賀町豎川目一地割二〇〇番地
（乙）株式会社コボラリンチェ
代表取締役　村上　公英

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.niigata-wor.co.jp/content/view/20/35/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十月十九日
掲載頁　六十頁（号外第二一五号）
平成二十三年十月二十六日
川崎市川崎区小島町四番三号
（甲）新潟ウオシントン株式会社
代表取締役　エイ・シム
大阪府門真市大字三ツ島七１〇番地
（乙）フローサーブ・ジャパン株式会社
代表取締役　村田　英文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十二月１日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、各会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月七日
掲載頁　八十四頁（号外第一五〇号）
平成二十三年十月二十六日
山梨県中巨摩郡昭和町築地新居二〇〇〇番地
（甲）株式会社キトー
代表取締役社長　鬼頭　芳雄
東京都新宿区西新宿二丁目四番１号
（乙）キトーホイストサービス株式会社
代表取締役社長　河野　俊雄